

山梨県土地利用調整会議設置要綱

(目的)

第1条 土地利用に関する諸問題について、総合的、計画的に検討し、もって県土の合理的かつ有効適切な保全及び開発を図り、均衡ある発展を期するため、山梨県土地利用調整会議（以下「調整会議」という。）を設ける。

(審議事項)

第2条 調整会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 土地利用に関する基本方向の決定
- (2) 土地利用に関する基本方向及び各部における土地利用計画との調整
- (3) 基幹的事業における土地利用計画及び住宅団地、工場その他の大規模施設計画の土地利用に係る検討、調整
- (4) 土地利用に関する情報の交換、諸制度の検討その他土地利用に関し必要な事項

(組織及び会議)

第3条 調整会議は、知事、副知事、公営企業管理者、教育長、警察本部長、各部長、リニア交通局長、防災局長、エネルギー局長、会計管理者及び林務長をもって組織する。

- 2 調整会議の議長（以下「議長」という。）は、総合政策部長とする。
- 3 調整会議は、必要に応じて開催する。
- 4 議長は、必要と認めるときは、第1項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

第4条 調整会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、議長の指定する各部の主幹及び関係課長をもって充てる。

(幹事会)

第5条の1 幹事は幹事会を構成し、調整会議に提案すべき事項の調査検討を行う。

- 2 幹事会は、調整会議で審議すべき事案の発生に応じて開催する。
- 3 幹事会は、事案に関係ある幹事が出席し、総合政策部次長が主宰する。ただし、国土利用計画法の事案については主務課長が主宰することができる。
- 4 前項ただし書きによる会議の経過については、速やかに総合政策部次長に報告するものとする。

(作業部会)

第5条の2 幹事会に、必要に応じて、作業部会を設置することができる。

- 2 作業部会は、総合政策部次長の指示事項について、調査、検討するため、関係する幹事によって開催する。
- 3 作業部会の調査、検討結果については、幹事会に報告するものとする。

(事務局)

第6条 調整会議の事務は、地域創生・人口対策課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営等に関し必要な事項は議長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和47年11月9日から施行する。

一部改正

昭和49年	12月	1日	昭和50年	3月	15日	昭和52年	4月	1日
昭和53年	4月	1日	昭和55年	4月	1日	昭和60年	4月	1日
平成2年	4月	1日	平成3年	4月	1日	平成3年	12月	26日
平成4年	4月	1日	平成5年	4月	1日	平成6年	4月	1日
平成7年	4月	1日	平成8年	4月	1日	平成9年	4月	1日
平成10年	4月	1日	平成12年	4月	1日	平成13年	4月	1日
平成16年	4月	1日	平成18年	4月	1日	平成19年	5月	11日
平成20年	4月	1日	平成21年	4月	1日	平成22年	4月	1日
平成23年	4月	1日	平成24年	4月	1日	平成25年	4月	1日
平成26年	4月	1日	平成28年	4月	1日			

山梨県土地利用調整会議名簿

(調整会議)

知事、副知事、公営企業管理者、教育長、警察本部長、総合政策部長（議長）、
 県民生活部長、リニア交通局長、総務部長、防災局長、福祉保健部長、森林環境部長、
 エネルギー局長、産業労働部長、観光部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者、
 林務長

(幹事会)

総合政策部	次長（主催）、地域創生・人口対策課長
県民生活部	企画調整主幹
リニア交通局	リニア推進課長、局付主幹
総務部	行政経営管理課長、市町村課長、企画調整主幹
防災局	防災危機管理課長、局付主幹
福祉保健部	福祉保健総務課長、衛生薬務課長、企画調整主幹
森林環境部	森林環境総務課長、大気水質保全課長、環境整備課長、 みどり自然課長、森林整備課長、林業振興課長、 県有林課長、治山林道課長、企画調整主幹
エネルギー局	エネルギー政策課長、局付主幹
産業労働部	産業政策課長、商業振興金融課長、企業立地・支援課長、 企画調整主幹
観光部	観光企画課長、企画調整主幹
農政部	農政総務課長、農村振興課長、花き農水産課長、農業技術課長、 耕地課長、企画調整主幹
県土整備部	県土整備総務課長、景観づくり推進室長、用地課長、技術管理課長、 道路整備課長、高速道路推進課長、道路管理課長、治水課長、 砂防課長、都市計画課長、下水道室長、建築住宅課長、 企画調整主幹
教育委員会	総務課長、学校施設課長、義務教育課長、高校教育課長、 社会教育課長、学術文化財課長、企画調整主幹
企業局	総務課長、企画調整主幹
警察本部	警務部参事官